様式第二十一号（第五十条、第九十一条の四十七関係）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の場合

（略）

備　考

1～6　（略）

7　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（二）医療機器の場合

（略）

備　考

1～4　（略）

5　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（三）体外診断用医薬品の場合

（略）

備　考

1～5　（略）

6　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第二十二号（第五十条、第九十一条の四十七関係）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の場合

（略）

備　考

1・2　（略）

3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合

（略）

備　考

1・2　（略）

3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第二十三号（第七十九条、第九十一条の六十八、第九十一条の百四十三関係）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合

（略）

備　考

1　（略）

2　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合

（略）

備　考

1　（略）

2　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第二十一号（第五十条、第九十一条の四十七関係）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の場合

（略）

備　考

1～6　（略）

（新設）

（二）医療機器の場合

（略）

備　考

1～4　（略）

（新設）

（三）体外診断用医薬品の場合

（略）

備　考

1～5　（略）

（新設）

様式第二十二号（第五十条、第九十一条の四十七関係）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の場合

（略）

備　考

1・2　（略）

（新設）

（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合

（略）

備　考

1・2　（略）

（新設）

様式第二十三号（第七十九条、第九十一条の六十八、第九十一条の百四十三関係）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合

（略）

備　考

（略）

（新設）

（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合

（略）

備　考

（略）

（新設）